

函館市企業局広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、函館市企業局広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に規定する基準として定めるものであり、広告媒体への広告掲載の可否等については、この基準に基づき判断を行うものとする。

(広告の範囲)

第2条 要綱第3条第10号に規定する広告媒体に掲載する広告として不適当な例とは、次に掲げるものをいう。

(1) 業種または事業者

ア 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業およびこれに類似する業種

イ 消費者金融にかかるもの

ウ たばこ製造業

エ 法律の定めのない医療類似行為を行う業種

オ 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）に規定する訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引および業務提供誘引販売取引を主たる事業とする者。ただし、特定商取引に関する法律第30条に規定する通信販売協会に加盟している者を除く。

カ 利殖を目的とした投資・投機があっせん、勧誘、募集等を専ら行う事業者

キ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

ク 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者

ケ 上下水道等工事関連業者。ただし、企業局の所管事業と関連のない広告を行う業者を除く。

コ 企業局の所管事業と競合する業種

サ 水道料金等に滞納がある者

シ 要綱第 8 条に規定する函館市企業局広告審査委員会（以下「審査会」という。）が不相当と認める業種または事業者

(2) 掲載内容

ア 不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）第 4 条各号に規定する表示に該当すると認められる広告

イ 氏名，写真，談話，肖像，商標等を無断で使用し，または著作権等を侵害するおそれのある広告

ウ 人権を侵害し，または差別を助長するおそれがある広告

エ 青少年の保護または健全な育成に悪影響を及ぼすと考えられる広告

オ 特定の業者に不利益を与える広告

カ 投機，射幸心を著しくあおる広告

キ 責任の所在および内容が不明確な広告

ク 名誉毀損，プライバシーの侵害等のおそれがある広告

ケ 非科学的または迷信に類するもので，利用者を迷わせたり，不安を与えるおそれのある広告

コ デザインおよび色彩が著しくけばけばしいなど，紙面およびホームページとの調和を損なうと認められる広告

サ デザインがけばけばしいなど，公衆に不快の念をいだかせる恐れのある屋外広告物

シ 企業局の所管事業に関連のある広告

ス 審査会が不相当と認める広告

(優先的な掲載)

第 3 条 要綱第 7 条第 2 項に規定する広告の掲載は，まず公共性の高いもの，次に地域性の高いものを優先的に掲載するものとし，その優先順位は下記のとおりとする。

(1) 国，政府関係機関，地方公共団体に類するもの

公社，公団，事業団，政府関係機関，独立行政法人，国や地方公共団体と密接な関連をもって運営される公益法人等

(2) 私企業のうち公共性の高いもの

電力，都市ガス，運輸（鉄道，バスなど），通信，放送，各種銀行，信用金庫，信用組合のほか，政府や地方公共団体が公益性を保持する観点から経営に参画する企業

(3) 市内に本社，支店，営業所，店舗等を有する企業，事業者等または商店街，専門店街などの連合体

(4) その他審査会が適当と認めるもの
(審査会の会議)

第4条 要綱第9条に規定する審査会の会議は，新規の広告媒体に係る審査または疑義等が生じた場合に開催するものとする。

2 前項に掲げるもの以外の広告媒体に係る審査は，それぞれの所管課長が行う。

附 則

この基準は，平成19年4月2日から施行する。

附 則

この基準は，平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基準は，令和2年4月1日から施行する。